

【資料】 国際海洋法裁判所「ARAリベルタード号事件」2012年12月15日暫定措置命令

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】 「ARAリベルタード号事件」 (アルゼンチン対ガーナ) 国際海洋法裁判所暫定措置命令

はしがき

以下に訳出するのは、2012年12月15日に国際海洋法裁判所 (ITLOS) が指示した「リベルタード号事件」 (アルゼンチン対ガーナ) (第20号事件) に関する暫定措置命令である。

リベルタード号 (ARA Libertad) は、アルゼンチンの軍艦である。同船は、1950年代に建造された帆船であり、海軍の訓練船として及び各国への親善訪問のために使用されていた。同船は、4門の大砲を有するが、これらは礼砲用であり、實際上戦闘能力を持たない。2012年10月、同船がガーナに公式訪問を行った際、同船はガーナ高等裁判所の命令により突然差し押さえられ、ガーナの Tema 港に抑留された。アルゼンチンは、この抑留が違法であるとして国連海洋法条約附属書VII仲裁裁判所に提訴すると共に、同船の釈放を求めてITLOSに暫定措置を要請した。ここで訳出したのは、この暫定措置命令である。

一般に、訓練船とはいえ海軍に属する軍艦を他国が差し押さえることは、まず考えられない。特に、本件では、公式の親善訪問中の軍艦に対する友好国による差し押さえであった。ガーナ裁判所によるこの差押え命令の背景には、米国系のヘッジファンドの行動がある。2002年のアルゼンチンの債務不履行の

結果同国の国債を安く買ったヘッジファンド会社の子会社が、アルゼンチン政府に100%の償還を求めていたが、同国の財産であるリベルタード号の差押えを求めてガーナ裁判所に提訴したところ同国裁判所がこれを認めたことが、本件事件の発端であった。

アルゼンチン政府はガーナ政府に対し同船の差押えが国際法違反であるとして直ちに釈放するよう要請したが、ガーナ政府はこれを受け入れず、結局、アルゼンチンが釈放を求めてITLOSに提訴した。ITLOSは、ガーナが選定した特任裁判官Mensah氏を含む全員一致で、同船の無条件の釈放を命じた。

2012年12月15日の本件暫定措置命令の直後の12月19日にリベルタード号はガーナを出港し、翌年1月9日にアルゼンチンに到着した。他方、裁判の舞台は附属書Ⅶ仲裁裁判所に移った。しかし、2013年6月20日、ガーナ最高裁は、軍艦の拿捕に関するガーナ法について述べ軍艦の免除に関する慣習国際法を支持する判決を言い渡し、ガーナ政府がこれを国際的に公表することを約束した。アルゼンチン政府は、ガーナ政府のこの行動などが、本件事件によるすべての被害を解消する十分な満足を構成するとし、同年9月27日に両国間で裁判取下げについて合意し、11月11日に附属書Ⅶ仲裁裁判所は裁判終結命令を発して紛争は完全に終了した¹⁾。

ガーナ高等裁判所及びガーナ政府の当時の行動は国際法の無知によるものといえるが、軍艦の差押えは、戦争を引き起こしかねない大暴挙である。その意味で、アルゼンチンが国際裁判という平和的解決方法を選択し、ITLOSも迅速にこれに応えたことは、国際紛争の解決方法としていわば理想的な展開であったといえよう。本件は、国際紛争の解決方法の在り方を考える上で、興味深い事例である。

後日、アルゼンチン政府は、国際海洋法裁判所に対し感謝の意を表してリベルタード号の模型を提供した。この模型は、同裁判所の1階ロビーの天井近く

1) これらガーナ最高裁判決、両国協定、仲裁裁判所判決は、附属書Ⅶ仲裁裁判所の事務局を担当した常設仲裁裁判所事務局のウェブサイト< <https://pca-cpa.org/en/cases/65/>>で入手できる。

【資料】国際海洋法裁判所「ARAリベルタード号事件」2012年12月15日暫定措置命令

のところに飾られている（下記写真参照）。

なお、このITLOS裁判において、アルゼンチン出身のKelly裁判官とガーナが選定したMensah特任裁判官はいずれも、ガーナ敗訴の多数意見に与しつつ個別意見等を付していない。そのため、本翻訳では暫定措置命令のみを訳出した。



リベルタード号の模型（国際海洋法裁判所1階ロビー）。2018年3月記者撮影。

**【翻訳】 「ARAリベルタード号事件」 (アルゼンチン対ガーナ)
国際海洋法裁判所暫定措置命令**

ARAリベルタード号事件
(アルゼンチン対ガーナ)
暫定措置の要請

暫定措置命令

臨席者：President YANAI; Vice-President HOFFMANN; Judges CHANDRASEKHARA
RAO, AKL, WOLFRUM, NDIAYE, JESUS, COT, LUCKY, PAWLAK, TÜRK,
KATEKA, GAO, BOUGUETAIA, GOLITSYN, PAIK, KELLY, ATTARD, KULYK;
Judge ad hoc MENSAH; Registrar GAUTIER.

上記の裁判官により構成される国際海洋法裁判所は、
裁判官評議を行った結果、

海洋法に関する国際連合条約（以下「海洋法条約」または「条約」とす
る。）290条並びに裁判所規程（以下「ITLOS規程」とする。）21条、25条及び
27条を考慮し、

裁判所規則（以下「ITLOS規則」とする。）89条及び90条を考慮し、

アルゼンチン共和国（以下「アルゼンチン」とする。）とガーナ共和国（以
下「ガーナ」とする。）は海洋法条約の締約国であることを考慮し、

アルゼンチンとガーナは海洋法条約287条に基づく同一の紛争解決手続を受け
入れておらず、したがって両国は条約附属書VIIに定める仲裁手続を受け入れて
いるものとみなされることを、考慮し、

2012年10月30日に、アルゼンチンが、ガーナに対し2012年10月29日付の請求
通告書を提出して、「アルゼンチン軍艦『ARA フリゲート艦リベルタード号』
のガーナによる抑留」に関する紛争について、海洋法条約附属書VIIに定める仲

【資料】国際海洋法裁判所「ARAリベルタード号事件」2012年12月15日暫定措置命令

裁手続を開始したことを、考慮し、

アルゼンチンがガーナに対し提出した請求通告書において、附属書Ⅶに定める仲裁裁判所が構成されるまでの間の暫定措置の要請が含まれていることを、考慮して、

次のとおり命令する。

1. 2012年11月14日に、アルゼンチンは、当裁判所に対し、「軍艦『ARA フリゲート艦リベルタード号』のガーナによる抑留」に関する紛争について、海洋法条約290条5項に基づく暫定措置指示の要請書を提出した。
2. 2012年11月14日に当裁判所書記が受理した2012年11月9日付書簡において、アルゼンチン共和国外務・宗務大臣は、アルゼンチン代理人として外務・宗務省法律顧問であるSusana Ruiz Cerutti女史を、アルゼンチン共同代理人として外務・宗務省国際法支援課長であるHoracio A. Basabe氏を、任命したことを、当裁判所に対し通知した。
3. 2012年11月14日、裁判所書記は、ガーナ外務・地域統合大臣に対しその要請書の認証謄本を送付し、また別途その要請書の認証謄本を駐ドイツ・ガーナ大使に対し送付した。
4. 2012年11月14日付の書簡で、国連事務総長は、1997年12月18日の国連－国際海洋法裁判所協力関係協定に基づき、本件暫定措置要請について通報を受けた。
5. 2012年11月16日に、当裁判所長は、アルゼンチン代理人及び駐ドイツ・ガーナ大使館参事官と電話会議を行い、ITLOS規則73条に基づき口頭弁論の手続について両当事国の見解を確認した。
6. 2012年11月20日付命令で、裁判所長は、ITLOS規則90条2項に基づき口頭弁論の開始日を2012年11月29日と定め、2012年11月20日にそのことを両当事国に通知した。
7. 2012年11月20日付口上書で、裁判所書記は、ITLOS規程24条3項に基づき海洋法条約締約国に対し本件要請を通報した。

8. アルゼンチンは、本件暫定措置要請書において、裁判所長に対し、「ITLOS規則90条の定めるところに従い、暫定措置の要請について裁判所が下すいかなる命令も適切な効果を有するように行動することを緊急に求める」ことを要請した。
9. 2012年11月20日に、裁判所長は、ITLOS規則90条4項に基づき、両当事国に対し書簡を送り、「暫定措置の要請について適切な効果を与えるため、裁判所が下す命令を害するような措置をとらない」よう要請した。
10. 2012年11月22日付書簡で、ガーナ外務・地域統合副大臣は、ガーナ代理人として副検事総長兼司法副大臣であるAnthony Gyambiby氏を、ガーナ共同代理人として外務・地域統合省法務領事室長であるEbenezer Appreku氏と法務次官であるAnnum Gaisie女史を、任命したことを、裁判所書記に対し通知した。
11. 当裁判所はその裁判官席にガーナ国籍を有する裁判官を有していないため、ガーナ外務・地域統合副大臣は、2012年11月22日付書簡で、ITLOS規程17条3項の定めるところに従って裁判所書記に対しThomas A. Mensah氏を本件裁判における特選裁判官として選定したことを通知し、2012年11月23日にこの書簡の写しがアルゼンチンに送付された。
12. アルゼンチンからは、Mensah氏の特任裁判官としての選定について異議は出されず、裁判所からも異議が出されなかったため、Mensah氏は、2012年11月28日の当裁判所の公開廷においてITLOS規則9条に基づき要請される厳粛な宣言を行った後に、特任裁判官として本件裁判手続に関与することが認められた。
13. 2012年11月27日に、アルゼンチンは、当裁判所に対し、ガーナの上級司法機関でありアクラ市にある高等裁判所（商事部）が発した「裁判所侮辱罪についての留置命令の発出要請書（命令第50号規則1）」を含む追加文書を提出し、同日にこの文書の写しがガーナに送付された。
14. 2012年11月28日に、ガーナは、当裁判所に対し反論書を提出した。同日に、その認証謄本が、アルゼンチン代理人に対し使者により及び電子的な方法で送付された。
15. 2012年11月27日及び28日にアルゼンチンが、2012年11月28日にガーナが、

【資料】 国際海洋法裁判所「ARAリベルタード号事件」2012年12月15日暫定措置命令

「国際海洋法裁判所における裁判の準備及び弁論の仕方に関する指針」の14項に従い、当裁判所に対して資料を提出した。

16. 2012年11月28日に、当裁判所は、ITLOS規則68条に基づき、書面手続と裁判の進行に関して最初の裁判官評議を行った。

17. 2012年11月28日に、裁判所長は、ITLOS規則45条に従い、アルゼンチン代理人及びガーナ共同代理人と裁判手続の問題について協議を行い、また、同所長は、ITLOS規則76条1項に従い。当裁判所が「当該船舶及びその乗組員の現状に関する正確な情報（当該船舶に提供されている支援内容（例えば、水、燃料、食料）を含む。）を両当事国が提供する」よう求める要請書を両当事国に渡した。

18. ITLOS規則67条2項に従い、本件暫定措置の要請書と反論書及びそれらの附属書類の写しが、口頭手続の開始日に公開された。

19. 2012年11月29日と30日に開かれた4回の公開廷において、下記の者による口頭陳述が行われた。

アルゼンチンのために：（訳者注：陳述者の職責と氏名を省略）

ガーナのために：（同上）

20. 口頭手続において、両当事国から、いくつかの裁判書類（写真及び書類の一部抜粋を含む）が映像画面に投影された。

21. 2012年11月29日に、口頭手続において、ガーナは当裁判所に対し追加書類を提出した。この追加書類は、2012年11月27日付のガーナ港湾管理局がガーナ補佐人に宛てた書簡、2012年11月19日付のTema港財務管理人が港湾長に宛てた書簡、Tema港専務理事の2通の宣誓供述書、及びTama港計画書である。同日に、これらの追加書類の写しがアルゼンチンに送付された。

22. 2012年11月30日に、口頭手続において、アルゼンチンは当裁判所に対し追加書類を提出した。この追加書類は、ARA リベルタード号の指揮官の宣誓供述書と駐ナイジェリア・アルゼンチン共和国大使（駐ガーナ大使を兼任）の宣誓供述書である。同日に、これらの追加書類の写しがガーナに送付された。

23. ガーナは、2012年11月30日の口頭手続において言及した別の追加書類を、

口頭手続が終了した後に、同日に当裁判所に提出した。

24. 同日に、ガーナは、この追加書類の写しをアルゼンチンに送付した。2012年12月3日付書簡で、アルゼンチンは、ITLOS規則90条3項に言及して、当裁判所に対し、「ガーナが口頭弁論の終了後に作成した書類は、本件の裁判書類を構成するとはみなされない」と判断するよう要請した。

25. 2012年12月3日に、当裁判所は、ITLOS規則90条3項に基づき、ガーナが2012年11月30日に口頭弁論の終了後に提出した書類は本件の訴答書面の一部とはみなされないことを、決定した。この決定は、同日に両当事国に通知された。

* * *

26. アルゼンチンは、2012年10月29日付の請求通告書において、附属書Ⅶに基づき構成される仲裁裁判所（以下「附属書Ⅶ仲裁裁判所」とする。）に対し、次のことを要請した。

「ガーナが、『ARA フリゲート艦リベルタード号』を抑留し、その抑留を継続し、同船への燃料補給を許可せず、及び同船に対し複数の司法的措置を行ったことによって、次のものを行ったことを、宣言すること。

(1) 国連海洋法条約32条及び1926年国有船免除統一規則条約3条並びにこれに関する十分に確立した一般国際法または慣習国際法の規則に基づき同船に与えられる、裁判権及び執行からの免除を尊重すべき国際義務に、違反していること。

(2) 国連海洋法条約18条1項 (b) 、87条1項 (a) 及び90条に基づき当該船舶及びその乗組員に与えられる、沿岸国の管轄権に服する水域から出帆する権利及び航行の自由の行使を、妨げていること。

(中略)

また、ガーナが次のことを行うべき国際責任があることを、認定すること。

(1) 前項に記した同国の国際義務の違反を、直ちに中止すること。

【資料】 国際海洋法裁判所「ARAリベルタード号事件」2012年12月15日暫定措置命令

(2) アルゼンチン共和国に対し、生じたすべての物理的損失について適当な賠償金を支払うこと。

(3) ガーナが、アルゼンチン海軍の旗艦であるARA フリゲート艦リベルタード号の不法な抑留を行い、同船の活動計画の遂行を妨げ、及びガーナ共和国のTema港湾局に対し同船内の書類及び旗の鍵を渡すよう同船に命令をしたことにより引き起こされた精神的損害についての精神的満足の付与として、アルゼンチン国旗に向けて厳粛な敬礼を行うこと。

(4) ガーナ共和国が上述の国際義務の違反を行うことになった決定について直接に責任を有する同国職員に対し、懲戒すること。」

27. アルゼンチンが、2012年11月14日に当裁判所に提出した要請書において要請した暫定措置は、次のものである。

「ガーナは、無条件で、アルゼンチン軍艦フリゲート艦リベルタード号が、Tema港及びガーナの管轄権が及ぶ水域から離れることができるようにすること、及びそれが可能となるよう必要な物資を補給できるようにすること。」

28. 2012年11月30日の公開廷において、アルゼンチン代理人は、次の最終申立主張を行った。

「アルゼンチンが裁判所に対して示した理由で、アルゼンチンは、国連海洋法条約附属書Ⅶに基づく仲裁裁判所が構成されるまでの間、裁判所が次の暫定措置を指示するよう、要請する。

ガーナは、無条件で、アルゼンチン軍艦フリゲート艦リベルタード号が、Tema港及びガーナの管轄権が及ぶ水域から離れることができるようにすること、及びそれが可能となるよう必要な物資を補給できるようにすること。

また、アルゼンチンは、当裁判所がガーナが行うすべての申立を棄却することを、要請する。」

29. ガーナが、その反論書で示した申立及び2012年11月30日の公開廷でガーナ共同代理人が読み上げた最終申立は、次のものである。

「ガーナ共和国は、当裁判所に対し、次のことを要請する。

- (1) 2012年11月14日にアルゼンチンが求めた暫定措置要請を、棄却すること、及び、
- (2) アルゼンチンに対し、本件要請に関してガーナ共和国が負担したすべての費用を支払うこと。

* * *

30. 2012年10月30日に、アルゼンチンは、海洋法条約287条の定めるところに従い、フリゲート艦ARAリベルタード号に関する紛争において、ガーナに対し条約附属書VIIに基づく裁判手続を開始した。
31. 2012年10月30日に、アルゼンチンは、附属書VIIに基づく手続を開始したことをガーナに通告した。この通告には、暫定措置要請が含まれている。
32. 海洋法条約290条5項の定める2週間の期限が経過した後の2012年11月14日に、アルゼンチンは、当裁判所に対し、暫定措置の要請書を提出した。
33. アルゼンチンは、1995年12月1日の批准書において、海洋法条約298条に基づき次の宣言を行っている。
「アルゼンチン政府は、また、298条1項 (a) 、 (b) 及び (c) の定める紛争に関し、第15部第2節が規定する手続を受け入れないことを、宣言する。」
34. 2012年10月26日にアルゼンチンは次のような宣言を行い、海洋法条約298条に基づき同国の1995年宣言を修正した。
「……海洋法条約298条の定めるところに従い、アルゼンチン共和国は、同条が規定し及び1995年10月18日付の我が国の宣言（1995年12月1日に寄託された）に示された、『非商業的役務に従事する政府の船舶及び航空機による軍事的活動』への条約第15部第2節の適用に対する選択的除外を、直ちに撤回する。」
35. ガーナは、2009年12月15日に、海洋法条約298条に基づき次の宣言を寄託した。
「ガーナ共和国は、1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約（以下

【資料】国際海洋法裁判所「ARAリベルタード号事件」2012年12月15日暫定措置命令

『条約』とする。) 298条1項の定めるところに従い、条約298条1項 (a) が定める紛争の種類に関し条約第15部第2節が規定するいずれの手続も受け入れないことを、ここに宣言する。」

36. 海洋法条約290条5項は、次のように規定する。

「この節の規定に従って紛争の付託される仲裁裁判所が構成されるまでの間、紛争当事者が合意する裁判所又は暫定措置に対する要請が行われた日から2週間以内に紛争当事者が合意しない場合には国際海洋法裁判所若しくは深海底における活動に関しては海底紛争裁判部は、構成される仲裁裁判所が紛争について管轄権を有すると推定し、かつ、事態の緊急性により必要と認める場合には、この条の規定に基づき暫定措置を定め、修正し又は取り消すことができる。紛争が付託された仲裁裁判所が構成された後は、当該仲裁裁判所は、1から4までの規定に従い暫定措置を修正し、取り消し又は維持することができる。」

37. したがって、当裁判所は、海洋法条約290条5項に基づく暫定措置を指示するにあたり、附属書VII仲裁裁判所が一応の管轄権を有することを確認しなくてはならない。

38. 2012年10月1日から4日までの期間に、フリゲート艦ARAリベルタード号がガーナの首都アクラ市に近いTema港を訪問したことは、両当事国間の外交的交換公文の主題であった。2012年10月1日から4日までの期間のTema港へのARAリベルタード号の訪問の調整に関するナイジェリアの首都アブジャにあるアルゼンチン大使館からの2012年5月21日付口上書への返答として、駐アブジャ・ガーナ高等弁務官は、2012年6月4日の口上書で、「ガーナ当局は本件要請を許可する」ことを同大使館に通知している。

39. アルゼンチンは、ARAリベルタード号の抑留は海洋法条約が認めた権利を侵害していると主張し、アルゼンチンとガーナの間の紛争は同条約、特にその18条1項 (b)、32条、87条1項 (a) 及び90条の解釈及び適用に関するものである、と述べる。

40. アルゼンチンは、また、次のことを主張した。

「ARAリベルタード号が現在強制的に抑留されているため、アルゼンチンは、無害通航権に基づき同船をTema港とガーナ管轄水域から離れさせる権利を、行使することができなくなっている。(中略)

海洋法条約は様々な海域において航行の権利を保障しているが、アルゼンチンは、同艦が強制的に抑留されているため、かかる権利を行使してこのシンボリックな船舶を使用することができない。ARAリベルタード号は、このように抑留されているために、第三国との合意に基づく同船の巡回航行を行うことや、その正規のメンテナンス計画を実施すること、訓練船として使用すること、つまり使用それ自体が妨げられているのである。また、かかる抑留は、自国軍艦に与えられる免除から生じる利益を得るアルゼンチンの権利を、直接に侵害するものである。」

41. アルゼンチンによると、海洋法条約18条1項 (b) が規定するように、「無害通航の定義には、内水に向かって航行する権利だけでなく、内水から航行する権利も含まれる。フリゲート艦ARAリベルタード号に関してアルゼンチンについて否定されたのは、特にこの後者の権利である。」という。
42. また、アルゼンチンによると、「フリゲート艦ARAリベルタード号は、ガーナの同意を得て……Tema港に投錨した」のであり「したがって、同フリゲート艦はTema港に合法的に所在する」、そして「同船は、2012年10月4日に、両国で合意されたように同港から離れる権利と海洋法条約17条が保証するように無害通航権を行使する権利とを、完全に有する」、という。
43. 更に、アルゼンチンは、「アルゼンチンが求めている保護に関連する権利は、海洋法条約87条が保障する航行……に関する公海の自由であり、ガーナによるフリゲート艦ARA リベルタード号の抑留は「この基本的な自由の行使をも妨げている」、と主張する。
44. 航行に関する事項に加えて、アルゼンチンは、海洋法条約32条は十分に確立した一般国際法を確認しており、「海洋法条約において承認され明記されているように、慣習国際法において、軍艦の免除は、かかる船舶の完全な免除を定める特別かつ自律的な型の免除である」、という。

【資料】国際海洋法裁判所「ARAリベルタード号事件」2012年12月15日暫定措置命令

45. アルゼンチンは、海洋法条約32条が、「この部のいかなる規定も」ではなく「この条約のいかなる規定も」の文言を用いていることから、「この32条の適用は領海に関する部以外にも及ぶことは明らかである」、という。

46. アルゼンチンによると、海洋法条約32条は「海洋法条約が適用されるすべての地理的範囲に関する」軍艦の免除を定めているから、「内水において軍艦に与えられる免除は、領海において与えられる免除と同一である」、という。

47. アルゼンチンは、ガーナが、海洋法条約32条は免除規則を定める義務を規定しているのではなく「保障条項 (saver clause) 」に過ぎないと主張していることに對し、「32条は海洋法条約に軍艦の免除を組み入れるために免除を明示的に引照した」、と述べる。

48. アルゼンチンは、内水の定義に関する海洋法条約8条もまた、「領海及び接続水域」と題する海洋法条約第2部の規定に含まれている、という。

49. アルゼンチンは、海洋法条約236条に言及した。この規定は次のように定める。

「海洋環境の保護及び保全に関するこの条約の規定は、軍艦、軍の支援船又は国が所有し若しくは運航する他の船舶若しくは航空機で政府の非商業的役務にのみ使用しているものについては、適用しない。」

50. アルゼンチンは、軍艦の免除はすべての海域に関係していると述べて、特に海洋環境の保護及び保全に関する海洋法条約規定を指摘する。例えば、外国船舶が港または内水に入る場合を定める211条3項や、寄港国による執行に関する218条である。同国によると、これらの規定から、236条の規定は港の制度に適用されることは明らかである、という。

51. 他方、ガーナは、海洋法条約の解釈または適用に関してガーナとアルゼンチンの間で紛争はなく、したがって、当裁判所はアルゼンチンが要請する暫定措置を命じる管轄権を持たない、と主張する。

52. ガーナによると、附属書VII仲裁裁判所はアルゼンチンが提起した紛争に関して一応の管轄権を持たない、なぜなら、「これらの規定 [18条1項 (b) 、32条、87条1項 (a) 及び90条] はいずれも、明らかに、内水において行われた行

為には適用されない」からである、という。

53. ガーナの見解では、まず、海洋法条約18条1項は、「通航」とは、沿岸国の内水に入ることなくまたは内水に向かって若しくは内水から航行するために領海を航行すること、と定義しており、したがって、この規定は、本件軍艦は「ガーナの領海内にない」から本件事件とは関係がない。

54. 次に、海洋法条約87条及び90条は、それぞれ公海の自由と公海における航行の権利に関する規定であって、いずれも内水における軍艦の免除に直接に関係しない。

55. そして、海洋法条約32条は、領海における軍艦の免除について定めているが、軍艦が内水に所在する場合の免除については定めておらず、したがって「港と内水の制度は1982年条約から……排除されている」。

56. ガーナは、沿岸国は自国の内水に対して完全な領海主権を有しており、内水に所在するすべての外国船舶は、沿岸国の立法権、行政権、司法権及び管轄権限に服する、と主張する。

57. ガーナによると、内水における軍艦の免除は海洋法条約の解釈及び適用に関係せず、したがって、免除の規則が慣習法上あるいは条約国際法において存在するとしても、それは海洋法条約の適用の外において見出されるに過ぎない、という。

58. ガーナの主張によると、「国連海洋法条約288条1項は、附属書VII仲裁裁判所は『この条約の解釈又は適用に関する紛争』について管轄権を有すると規定するが、一般国際法の解釈または適用に関する紛争については規定していない」、という。

59. 最後に、ガーナは、海洋法条約236条は「海洋環境の保護及び保全に限定されるものであって、本件事件での争点ではない」と述べる。

* * *

60. さて、本件裁判のこの段階においては、当裁判所はアルゼンチンが主張す

【資料】国際海洋法裁判所「ARAリベルタード号事件」2012年12月15日暫定措置命令

る権利の存在を確定的に確証する必要はなく、当裁判所は、暫定措置を指示するにあたり、要請国が援用する規定が附属書Ⅶ仲裁裁判所の管轄権の根拠を一応与えると思われることを確認しなければならない。

61. 領海における通航の意味に関する海洋法条約18条1項 (b) の規定及び公海における航行の権利と自由に関する87条と90条の規定は、内水における軍艦の免除に関するものではないから、附属書Ⅶ仲裁裁判所の一応の管轄権の基礎を提供すると思われない。

62. 海洋法条約32条は、次のように規定する。

「第32条 軍艦及び非商業的目的のために運航するその他の政府船舶に与えられる免除

この節のA及び前2条の規定による例外を除くほか、この条約のいかなる規定も、軍艦及び非商業的目的のために運航するその他の政府船舶に与えられる免除に影響を及ぼすものではない。」

63. 海洋法条約32条は「この条約のいかなる規定も、軍艦……に与えられる免除に影響を及ぼすものではない」と規定するが、その地理的な適用範囲を明記していない。

64. 32条は「領海及び接続水域」と題する海洋法条約第2部に含まれる規定であり、またこの第2部の多くの規定は領海に関する規定であるけれども、この第2部の規定のいくつかはすべての海域に適用されうるものであって、海洋法条約29条が規定する軍艦の定義はこれに該当する。

65. 両当事国の立場に照らすと、両国の意見の違いは32条の適用に関して存在しており、したがって当裁判所の見解では、紛争が海洋法条約の解釈または適用に関して両当事国の間に存在すると思われる。

66. 両当事国の申立とその申立を支持するための両国の主張を考慮して、当裁判所は、32条が附属書Ⅶ仲裁裁判所の一応の管轄権の根拠を与える、と考える。

67. 以上の理由で、当裁判所は、附属書Ⅶ仲裁裁判所は本件紛争について管轄権を一応の有する、と認定する。

* * *

68. 海洋法条約283条1項は、次のように規定する。

「この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生ずる場合には、紛争当事者は、交渉その他の平和的手段による紛争の解決について速やかに意見の交換を行う。」

69. アルゼンチンは、意見を交換し紛争を解決するよう努めたことから海洋法条約283条のこの要件が満たされていると主張しており、これに関して、同国は、同国外務大臣がガーナ大臣に対し送った2012年10月4日付書簡、ガーナに派遣されているアルゼンチン大使が作成した要請書、及び同国が上級代表団をアクラ市に派遣し2012年10月16日～19日にガーナの幹部職員と会ったという事実、について言及している。これらの事実について、ガーナは争っていない。

70. アルゼンチンは、これらの意見交換と交渉によっても紛争の解決に至らなかったと主張する。

71. 当裁判所が判示したように、「紛争当事国の一方が合意に到達する可能性が尽きたと結論づけたときには、その国は意見交換を継続するよう義務づけられない。」(MOX工場事件(アイルランド対英国)2001年12月3日暫定措置命令、*ITLOS Reports 2001*, p. 95, at 107, para. 60)。

72. 本件事件の状況において、当裁判所は、283条の要件は満たされている、と考える。

* * *

73. 海洋法条約290条5項の定めるところに従い、当裁判所は、附属書Ⅶ仲裁裁判所が紛争について管轄権を一応有すると考え、かつ、事態の緊急性により必要と認める場合には、この規定に基づき暫定措置を定め、修正または取り消すことができる。

74. 海洋法条約290条1項の定めるところに従い、当裁判所は、終局裁判を行う

【資料】国際海洋法裁判所「ARAリベルタード号事件」2012年12月15日暫定措置命令

までの間、紛争当事者のそれぞれの権利を保全しまたは海洋環境に対して生ずる重大な害を防止するため、状況に応じて適当と認める暫定措置を定めることができる。

75. 両当事国の権利の保全について、アルゼンチンは次のように述べている。

「ガーナの行動は、アルゼンチンの当該権利に対し回復不可能な損害を与えている。その権利とは、フリゲート艦ARA リベルタード号が享有する免除、ガーナの領海から離れることができるという同艦の権利の行使、及びより一般的に同艦の航行の自由、である。」

76. アルゼンチンは、「11月7日に、ガーナ港湾局がフリゲート艦ARAリベルタード号に強制的に乗船し同船を移動させようとした」と述べた上で、次のように主張した。

「ガーナの政府と司法当局が軍艦に対して管轄権を行使しようとしたこと、フリゲート艦ARAリベルタード号の行動を制限する措置を適用したこと、及び同艦に対し更に差押措置をとると威嚇したことは、アルゼンチンが長期にわたり自国の権利の行使を妨げられただけでなく、これらの権利が回復できないほどに失われる危険がある。」

77. アルゼンチンは、また、次のように述べた。

「軍艦の抑留は、……主権国家の軍隊組織を混乱させる措置であると共にアルゼンチン国の象徴に対する犯罪行為であって、アルゼンチン人民の感情を傷つける行為である。その影響は、時を経るに従い増す一方ではない。」

78. これに対し、ガーナは、「ガーナ高等裁判所の命令によるTema港でのARAリベルタード号の一時的な抑留によりアルゼンチンが回復不可能な被害を受けたということは、受け入れられない」、と主張する。

79. ガーナは、また、Tema港での「船舶の係留の継続によりアルゼンチンの権利に回復不可能な損害が生じるという、現実のあるいは差し迫った危険はない」、と主張する。

80. ガーナは、次のように述べる。

「アルゼンチンは、要請する暫定措置が必要であるまたは適当であることを確認していない。というのは、同国は、暫定措置の指示を必要とするほどに権利に対する回復不可能な損害が生じるといふ、現実のあるいは差し迫った危険を被ることを、示していないためである。」

81. 事態の緊急性については、アルゼンチンは次のように述べる。

「我が国が要請した暫定措置が命じられない場合、フリゲート艦ARAリベルタード号とその乗組員は、自らの意思に反してTema港に所在しているにも関わらず、国際法に違反して軍艦を抑留し続けているガーナ国が好き放題に扱ってよいということになる。」

82. アルゼンチンによると、「アルゼンチンの同意なく強制的に同フリゲート艦に乗船し同船を移動させようとしたことは、紛争の拡大と人命を危険に晒す深刻な事故を引き起こすことになる」、という。

83. アルゼンチンの主張によると、軍艦の免除を無視するという危険は現実かつ深刻である、なぜなら「ガーナの司法当局は、[本件事件の] 本案に関して、及びARAリベルタード号が享有する免除があるにも関わらず当該軍艦に関する判決の執行の申請に関して、判決を下す意図があると述べている」からである。

84. アルゼンチンの主張によると、ARAリベルタード号の指揮官に対して示した訴追の脅しは、「11月7日の出来事の結果として法廷侮辱罪を理由とするものであるが、アルゼンチン、ARAリベルタード号及びその軍事要員の免除を新たに目に余る形で拒否するものである」、という。

85. アルゼンチンの主張によると、「リベルタード号のシステムメンテナンスが計画通りに行われなかったため同船の全般的コンディションが劣化しており、同船の今後の航海の安全に危険が生じている。」という。

86. アルゼンチンは、次のように述べた。

「仲裁裁判所が構成されるまでに要する時間、関連する手続の実施に要する時間、及び判決が下されるまでに要する時間を考えると、アルゼンチンが、自国の権利の行使あるいはその権利の存在自体を深刻に損なうことなく本案の裁判手続が終了するまで待つことは、不可能である。」

87. アルゼンチンは、また、次のように述べた。

「ARA リベルタード号の釈放の条件を示すいかなる措置も、それが金銭的なものであるかどうかに関わらず、海洋法条約及び国際法に基づき軍艦が享有する免除の拒否を意味することになる。」

88. これに対し、ガーナは、「附属書VII仲裁裁判所が構成されるまでの間に、要請される措置の指示を正当化するような緊急性はない」、と主張した。

89. ガーナによると、「アルゼンチンの申立と異なり、Tema港でのARAリベルタード号の係留の継続により引き起こされるアルゼンチンの権利への侵害は、現実の危険も差し迫った危険もない」、という。

90. ガーナの主張によると、「2012年11月7日の出来事は、附属書VII仲裁裁判所が緊急に設立されるまでの間に、アルゼンチンの権利への回復不可能な侵害の危険があることを、示してはいはない」、という。

91. ガーナによると、「ガーナ港湾局は、同船と同船内の乗組員が完全な自由及び安全を確保するために必要な物をすべて提供されてきたし今後も引き続き提供されるよう、非常に注意深く確保してきた」として、次のように述べた。

「港湾局は、ガーナ高等裁判所の命令を実施する任務を遂行するに当たり、過剰な実力を行使しないよう合理的に行動し、また、同船の歴史的及び文化的価値を考慮してすべての危険から同船を保護している。そのような危険として、航行上の安全への危険や焼塊とセメント汚染の危険も対象としている。」

92. ガーナの主張によると、「アルゼンチンは、ガーナ裁判所に保証金を支払えばARA リベルタード号の迅速な釈放を確保することができる」のであるから、「したがって、紛争がガーナ裁判所に係属しているとはいえ、アルゼンチンの権利が侵害されないようにするために海洋法裁判所による更なる救済は、必要でない」、という。

* * *

98. 海洋法条約29条は、次のように定める。

「『軍艦』とは、1の国の軍隊に属する船舶であって、当該国の国籍を有するそのような船舶であることを示す外部標識を掲げ、当該国の政府によって正式に任命されてその氏名が軍務に従事する者の適当な名簿又はこれに相当するものに記載されている士官の指揮の下にあり、かつ、正規の軍隊の規律に服する乗組員が配置されているものをいう。」

94. 軍艦は、その国の旗を掲げて航行する国の主権を表示するものである。

95. 一般国際法上、軍艦は内水においても免除を享有するのであり、このことはガーナも争っていない。

96. 海洋法条約279条は、「締約国は、国際連合憲章第2条3の規定に従いこの条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を平和的手段によって解決するものとし、このため、同憲章第33条1に規定する手段によって解決を求める。」と規定する。

97. 実力を用いて軍艦の任務の遂行を妨げるいかなる行為も、諸国間の友好関係を危うくする紛争の原因である。

98. アルゼンチン海軍に属する軍艦であるARAリベルタード号の任務の遂行を妨げるガーナ当局による行動は、一般国際法上この軍艦が享有する免除に、影響を及ぼすものである。

99. 2012年11月7日にガーナ当局が、ARAリベルタード号の指揮官の許可なく、同船に乗船し同船を強制的に他の停泊地に移動させようとしたこと及びかかる行動が今後も繰り返される可能性があることは、事態の重要性を示すとともに、附属書VII仲裁裁判所が構成されるまでの間に措置をとるべき緊急の必要を強調する。

100. 本件事件の事情を踏まえ、海洋法条約290条5項に基づき、両当事国のそれぞれの権利を保全するため、事態の緊急性により、適用のある国際法規則の完全な遵守を確保する暫定措置を当裁判所が指示することが必要である。

101. アルゼンチンとガーナは、附属書VII仲裁裁判所に付託された紛争を悪化させまたは拡大させるような行動をとらないことを、互いに確保しなければなら

【資料】 国際海洋法裁判所「ARAリベルタード号事件」2012年12月15日暫定措置命令

ない。

102. ITLOS規則89条5項に基づき、当裁判所は、要請された措置とは全部または一部異なる措置を指示することができる。

103. ITLOS規則95条1項の定めるところに従い、各当事国は、指示された暫定措置の遵守に関する報告書と情報を当裁判所に提出しなければならない。

104. 当裁判所の見解では、附属書VII仲裁裁判所が別段の決定をしない限り、当事国が仲裁裁判所にも報告書を提出することは、海洋法条約290条5項に基づく裁判手続の趣旨に合致する。

105. 当裁判所は、暫定措置の実施に関して両当事国から更に情報を提供するよう要請する必要がある、また、当裁判所長は、ITLOS規則95条2項に基づきかかる情報を提供するよう要請する権限を有する。

106. 本件命令は、本件の本案を扱う附属書VII仲裁裁判所の管轄権の問題についても、本案それ自体に関するいかなる問題についても、予断を与えるものではなく、また、アルゼンチンとガーナがこれらの問題に関する主張を行う権利に影響を及ぼすものでもない（「ルーザー号事件」（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国）、2010年12月23日暫定措置命令、*ITLOS Reports 2008-2010*, p. 58, at p. 70, para. 80を見よ）。

107. 本件事件において、当裁判所は、ITLOS規程34条が定める一般規則と異なる内容を指示すべき理由がないため、各当事国は各自の裁判費用を負担するものとする。

108. 以上の理由で、

当裁判所は、

(1) 全員一致で、

附属書VII仲裁裁判所による決定がなされるまでの間、海洋法条約290条5項に基づき次の内容の暫定措置を指示する。

ガーナは、直ちにかつ無条件でフリゲート艦ARAリベルタード号を釈放し、

フリゲート艦ARAリベルタード号、その指揮官及び乗組員がTema港及びガーナの管轄下にある海域から離れることができるよう確保し、及びそのためにフリゲート艦ARAリベルタード号が再補給されるよう確保しなければならない。

(2) 全員一致で、

アルゼンチンとガーナは、当裁判所に対し2012年12月22日までに本件命令103項が言及する最初の報告書をそれぞれ提出することを決定し、及び、当裁判所長に対し、この期日以降に適切と考える情報を要請する権限を与える。

(3) 全員一致で、

両当事国は、それぞれの裁判費用を負担することを、決定する。

本暫定措置命令は、2012年12月15日に自由ハンザ都市ハンブルグにおいて、等しく正文である英語とフランス語で3部作成された。うち1部を当裁判所の文書保管室に置き、他の2部をそれぞれアルゼンチン共和国政府とガーナ共和国政府に送付する。

(柳井国際海洋法裁判所長の署名)

(Gautier国際海洋法裁判所書記の署名)

Paik裁判官が、当裁判所の暫定措置命令に宣言を付した。

Chandrasekhara Rao裁判官が、当裁判所の暫定措置命令に個別意見を付した。

Wolfrum及びCot各裁判官が、当裁判所の暫定措置命令に共同個別意見を付した。

Lucky裁判官が、当裁判所の暫定措置命令に個別意見を付した。

(2019年1月31日稿)

【資料】国際海洋法裁判所「ARAリベルタード号事件」2012年12月15日暫定措置命令

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究（B）（一般）「国連海洋法条約体制の包括的分析 一条約発効20年の総括と将来への展望」（JSPS科研費15H03294）による成果の一部である。

* 佐古田彰「【資料】国際海洋法裁判所『ジョホール海峡埋め立て事件』2003年10月3日暫定措置命令」『西南学院大学法学論集』50巻1号（2017）の表題の「10月3日」を、「10月8日」に訂正する。同じく、同誌103頁の本文の「10月3日」を「10月8日」に訂正する。